

平成27年11月16日

答申第633号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、当該視聴者が以前、開示請求をして開示された文書「24年度末の未収額および未収額のうち5年を超える金額」について、「1 開示資料の金額はどのような金額を集計したものが分かる文書 ① 1,942億円と1,096億円（開示資料5年以内）と大きく金額が相違する理由、② 5年超668億円の最も古い発生年度、2 今回の開示金額は消費税申告の未収受信料とまったく異なる金額となっており、いかなる理由でこのような経理処理した未収受信料とまったく違う金額が開示されることになったのかその経緯が分かる文書」の開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書はいずれも存在しないため、開示することができないとした。

なお、情報提供として、開示文書における未収額は未収期間が1年以上の債権の総額である一方、経理上の受信料未収金は未収期間が1年未満の債権であることや、消費税申告書における貸倒損失額は貸倒れを認定した年度において過去の未収債権もあわせて一括計上して申告しており、未収期間5年以内の未収額とは比較できないことなどから、開示請求者の求める未収債権総額の比較は困難であること、また、開示文書の未収額の作成に当たっては5年超分を一つのくくりとして集計していることを説明した。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書はいずれも存在せず、開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書はいずれも存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成27年11月16日（第228回審議委員会）

第647号諮問、審議、答申